

## 重大事態の調査の実施主体の決定について

(提案理由)

このことについて、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 2 号並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、調査の実施主体を決定するため。

### 参考：関係法令条項

#### 【いじめ防止対策推進法】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 参考：関係規則条項

【熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則】

(重大事態の調査の実施主体の決定等)

- 第5条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告をした場合には、前条第1項の報告書その他の関係書類の内容を踏まえ、速やかに重大事態の調査の実施主体を決定し、これを校長に対し通知するものとする。
- 2 前項の場合において、県立学校を重大事態の調査の実施主体と決定した場合には、教育委員会は、発生した重大事態の内容に応じ、当該県立学校における重大事態の調査に参加することが適当と判断する法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者（次条及び第7条において「専門家等」という。）を2人以上校長に推薦するものとする。

(学校いじめ調査委員会)

- 第6条 県立学校において重大事態の調査を行う場合には、当該重大事態の調査を行う組織として、当該県立学校の下に、校内いじめ対策組織を構成する者のうちから校長が指名する者及び校長が自ら参加を依頼し、又は前条第2項の規定により教育委員会が推薦する専門家等から構成される学校いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 調査委員会の委員の過半数は、専門家等でなければならない。
- 3 県立学校が調査委員会による重大事態の調査を終了したときは、校長は、その結果について速やかに報告書を作成し、当該報告書を教育委員会に提出しなければならない。

## 重大事態の調査の実施主体の決定について

このことについて、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条の規定に基づき、下記のとおり調査の実施主体を決定する。

### 記

1 調査の実施主体 ひのくに高等支援学校いじめ調査委員会

2 調査委員等

- (1) 県教育委員会が推薦する法律、医療、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者（以下「専門家等」という。）の3人を含む5人以内。
- (2) 委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。

3 調査委員の推薦

県教育委員会として、法律、医療、福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者をそれぞれ1人推薦する。  
その推薦については、各職能団体等からの推薦により決定する。

4 本事案の概要等

- ・当該男子生徒は、令和2年（2020年）4月に県立ひのくに高等支援学校に入学。令和5年（2023年）3月に卒業。
- ・令和3年（2021年）12月、当該男子生徒の保護者から、当該男子生徒の鞆に同級生から複数の牛乳パックを入れられているとの申し出があった。
- ・その後、当該男子生徒の保護者から、当該男子生徒が呼吸困難感等を訴えているとの申し出があり、欠席日数が増加するようになった。
- ・令和4年（2022年）3月、当該男子生徒の保護者から、令和3年（2021年）8月以降、同級生に交通費を貸して欲しいと言われ財布ごと渡さざるを得ない状況、同級生に対するゲームセンター代や中古スマホ購入費の支払い、割れたスマホケースと買ったばかりのスマホケースとの交換など、複数の被害を受けたとの申し出があった。
- ・学校は関係生徒に事実確認を行い、令和4年（2022年）4月に当該男子生徒と同級生との間で謝罪の機会も設定したが、当該男子生徒の欠席が続いた。
- ・保護者からは、当該男子生徒は、日常生活にも支障をきたし、学校に行きたくてもいけない状況が続いたとの申し出が行われている。

※学校は基本調査（いじめ防止対策推進法第23条第2項に基づく調査）を実施

し、以下の6件をいじめとして認知したが、事実関係や欠席との因果関係等について、外部専門家を中心とした調査委員会による更なる詳細な調査（同法第28条第1項に基づく調査）が必要であると判断したものである。

◆学校が事実確認を行い、認知したいじめ行為

- ①先輩が当該男子生徒の走り方について話をした行為
- ②同級生が当該男子生徒から渡された財布からお金を取得した行為
- ③同級生が当該男子生徒のバッグに牛乳パックを入れた行為及び別の同級生が当該男子生徒に牛乳パックを渡した行為
- ④同級生が当該男子生徒と一緒にゲームセンターに行った際に当該男子生徒が代金を支払った行為
- ⑤同級生がフリマサイトで購入したスマホの代金を当該男子生徒が支払った行為
- ⑥同級生が自分の古いスマホケースと当該男子生徒のスマホケースを交換した行為